



住宅セーフティネット制度 居住支援法人指定のご案内

県内で入居相談、見守りなどの生活支援を行う法人等を、県が「セーフティネット法に基づく居住支援法人」として指定する制度です。
住宅確保要配慮者※の民間賃貸住宅への入居にあたり、家主が安心して賃貸できるよう、支援に関するご協力をお願いします。

※住宅確保要配慮者…低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などのこと。

住宅セーフティネット制度とは

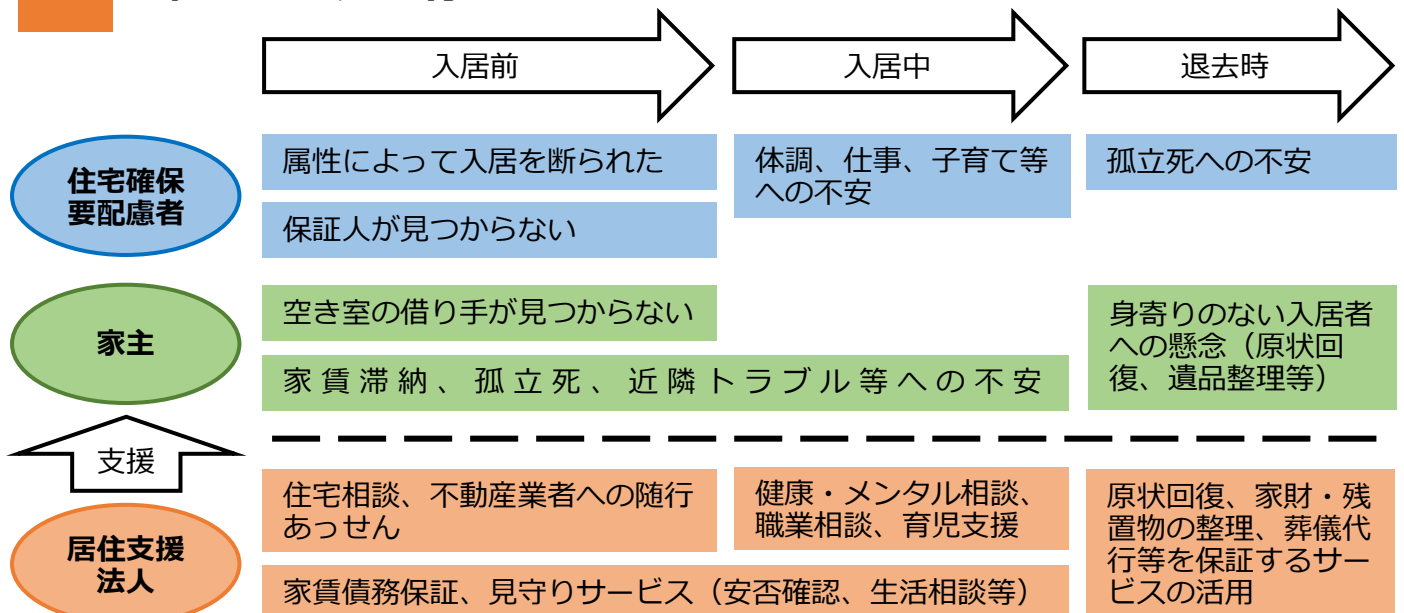
家主から住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を県などが受け、その登録情報の提供を行ったり、住宅確保要配慮者を対象とした入居相談、見守り等の生活支援を行う法人等を、県が居住支援法人として指定し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する制度です。

居住支援法人の行う業務

- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 等



居住支援法人が行う支援イメージ



国から居住支援法人への支援措置

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に係る活動に対して、国から支援を受けられることがあります。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

検索キーワード：「国交省 居住支援法人」

FAQ

Q. 居住支援法人の行う業務はすべて実施しなければならないのでしょうか。

A. すべての業務を行う必要はなく、どれか1つでも構いません。ただし、定款等に各業務の実施に関する記載があるなど、業務を行う備えが必要です。

Q. 株式会社ですが、指定を受けられますか。

A. 居住支援を目的とする株式会社であれば可能です。また、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人、財団法人を含む）、社会福祉法人も指定を受けることができます。

Q. 県内の市町村と連携して居住支援活動を行っています。どのように申請をすればよいのでしょうか。

A. 支援業務を行っている実績が指定の要件になっています。また、連携している市町村より、指定に関する推薦を受けることもできます。詳しくは下記の県ホームページをご覧ください。

居住支援法人の指定に関する事務手続きについて

神奈川県では事務取扱要綱及び審査基準を策定しています。

指定にあたっての判断基準等の詳細、申請書等の様式及び申請書に添付する書類などを、下記の県ホームページで公表していますので、ご覧ください。

申請・お問合せ窓口

居住支援法人制度については、下記の窓口までお気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課民間住宅グループ

T E L : 045-210-6557 F A X : 045-210-8889

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/kyojushien/sn-shitei.html>

検索キーワード：「神奈川県 居住支援法人」

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）